

寺院興隆資金貸付金について

寺院の境内建物である本堂、庫裏、書院及び客殿の新築又は改築のため、一定の資金を本宗寺院に貸付する制度です。

貸付対象事業

(1) 本堂の新築、改築

(2) 庫裏、書院又は客殿の新築、改築

※ (1) (2) をそれぞれ一件として扱います。

※ (1) (2) を同時に適用して貸付金を借入することもできます。

※境内建物が対象となりますので、原則、建物及び土地の所有者の名義が「寺院」で、かつ土地の地目が「境内地」でなければなりません。

※非法人である宗教団体については、(1) は対象といたしますが、(2) は対象外です。

【本堂、庫裏、書院、客殿の定義】

- ①本堂…本尊を安置している礼拝施設
- ②庫裏…住職又はその家族が居住する施設、台所
- ③書院…住職の書齋、応接室、事務所
- ④客殿…来客を接待するための場所、広間、応接室、檀信徒会館

【新築、改築の定義】

- ①新築…現存する建物を全て除却して、あらたに建てかえること
- ②改築…建物の一部の建てかえ、建て増し、修繕、著しい模様替えなど

※移築については、その内容から前記の新築にあたるか、改築にあたるかを判断しますので、事前にお問い合わせください。除却のみの場合は対象となりません。

貸付額

一件につき、建築にかかる総経費予算の3割について、100万円未満を切り捨てた額以内とします。

貸付対象事業	新築の場合の上限	改築の場合の上限
(1) 本堂	3,000万円	2,000万円
(2) 庫裏、書院又は客殿	2,000万円	1,000万円

貸付対象事業の（１）（２）を同時に適用して借入する場合には、いずれか一件の貸付金の上限は前記に定める額の二で除した額とします。

貸付期間、返済

（１）貸付期間（返済期間）は１０年以内とします。貸付金の返済は、元利合計の年度単元利均等年賦返済で行っていただきます。貸付当初の据置きは行いません。

所定の期日までに返済しない場合は延滞利子（延滞日数に応じて、一年につき、返済すべき貸付利率に１０％を加える）を加算します。

（２）貸付金の利率は、貸付公示を行う年度の４月１日現在において日本銀行が定めた「基準割引率及び基準貸付利率」と同じ率とします。（令和４年現在、年率０．３％）

（３）担保に関して、連帯保証人２名以上を設定いただきます。設定にあたっては保証人の返済に関する資力を確認いたします。その他制約がありますので、お問い合わせください。

貸付までのスケジュール

（１）毎年、７月頃に告示し、借入希望寺院を募集します。告示の内容は、宗報またはホームページにも掲載いたしますので、要項に沿ってお申込みください。

（２）募集締切後、１２月頃に本宗による審査を行います。寺院（法人）としての返済能力の有無を確認する資料のご提出を求めることがありますのでご了承ください。貸付金について、可能な限り綿密な返済計画を策定ください。審査を経て、本宗から１月頃に内定通知を行います。

（３）内定後、借入に必要な正式な申請手続きをいただきます。必要書類を整え、組、教区の進達を経て本宗までご申請ください。

（４）宗議会での予算承認後、４月以降に本宗と寺院による法人間で契約書を取り交わし、貸付を行います。

※実際の貸付金の送金は、申し込みを頂いた次の年度に行うこととなりますのでご注意ください。

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105